

令和6年度 千葉県における「まさば及びごまさば太平洋系群」に係る資源管理協定の取組の効果の検証結果（中間）

（1）千葉県におけるマサバ及びゴマサバの漁業実態

大臣許可漁業以外によるマサバ及びゴマサバ漁業は、主に内房から外房海域及び伊豆諸島海域で操業され、漁法は、まき網、定置網、たもすくい及び釣り漁業が主体となっている

また、マサバ及びゴマサバは国の重要魚種であることから、国による漁獲可能量（TAC）管理がなされており、千葉県は、国全体の漁獲量のおおむね 80 パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県に該当しないため、「現行水準」としての管理がなされており、配分量は示されず、漁獲努力量を通じた管理を行っている。

（2）資源管理の目標及び目標達成のための具体的な取組

①目標（資源管理基本方針に定める目標）

魚種名	目標管理基準値 (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)	限界管理基準値 (最大持続生産量の 60 パーセントを達成するために必要な親魚量)
まさば太平洋系群	1,545 千トン	562 千トン
ごまさば太平洋系群	158 千トン	50 千トン

②該当する資源管理協定

「まさば及びごまさば太平洋系群」に係る資源管理協定（以下、協定という。）は、下表のとおりで、8 漁協所属の約 20 名が、マサバ及びゴマサバを対象とした、それぞれの協定に参加しており、このうち本検証の対象となる協定は、4 協定となっている。

協定	備考	協定	備考	協定	備考	協定	備考
天羽		鋸南町保田・波左間		鋸南町勝山	◎	岩井富浦	
西岬	◎	東安房（本所）	◎	東安房（和田）	◎	鴨川市	

◎ 本検証の対象協定

③自主的取組

漁業の種類	資源管理の取組	取組の内容	備考（該当する協定）
定置網漁業	◎ 休漁期間の設定	①休漁期間の設定（6 から 12 月の間、大型定置、小型定置それぞれ合計約 2 週間） ②休漁期間の設定（8 から 12 月のうち約 2 週間） ③休漁期間の設定（8 から 9 月のうち約 2 週間） ④休漁期間の設定（9 月中旬頃から 1 ヶ月程度）	①鋸南町勝山 ②西岬 ③東安房（本所） ④東安房（和田）
	漁具の制限	目合いは、運動場及び昇り網では 30 センチメートル以上、第一箱網では 12 センチメートル以上、第二箱網では 6 センチメートル以上	東安房（本所）

◎ 協定に記載されている取組

（3）資源管理の効果の検証

本県におけるさば類漁獲量は集計期間を通して、増減変動が大きく、2017 年以降、減少傾向にあり、2022 年には 1.1 万トンとなっている（図 1）。

国の令和 5 年(2023)年度資源評価では、マサバ親魚量は、2016 年漁期以降に急増したが、直近 5 年間でみると減少傾向であった（図 2）。2022 年漁期の親魚量は 93.4 万トンであったことから、限界管理基準値を上回っているものの、目標管理基準値を下回っている。また、神戸チャートでは、2022 年漁期において最大持続生産量（MSY）を実現する漁獲圧をわずかに下回っている（図 3）。

一方、ゴマサバ親魚量は、直近 5 年間でみると減少傾向であった（図 4）。2022 年漁期の親魚量は 7.1 万トンであったことから、限界管理基準値を上回っているものの、目標管理基準値を下回っている。神戸チャートでは、2022 年漁期において MSY を実現する漁獲圧を上回っている（図 5）。

また、協定参加者による検証では、漁獲量及び CPUE（単位努力量あたり漁獲量）は、4 協定全てで減少と判断しており、その要因は海洋環境の影響によると考えられている。また魚価（単価）は、2 協定で上昇、2 協定で維持と判断している。

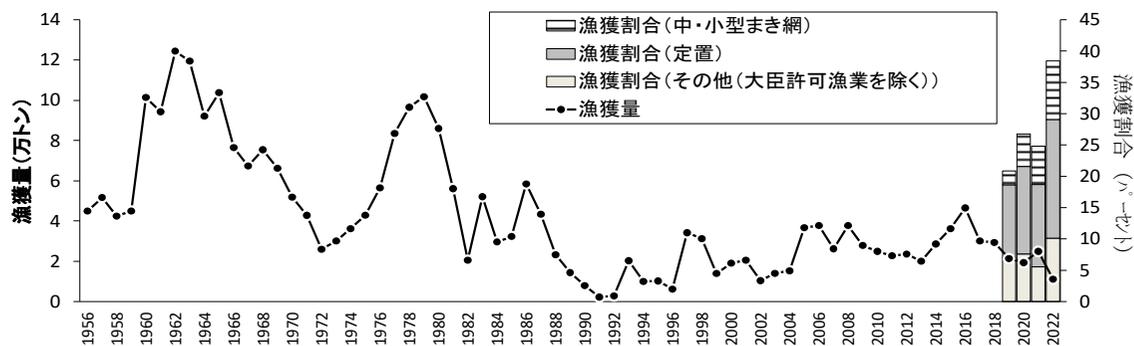


図 1 千葉県の子ば類漁獲量と漁業種類別漁獲割合

(海面漁業生産統計)

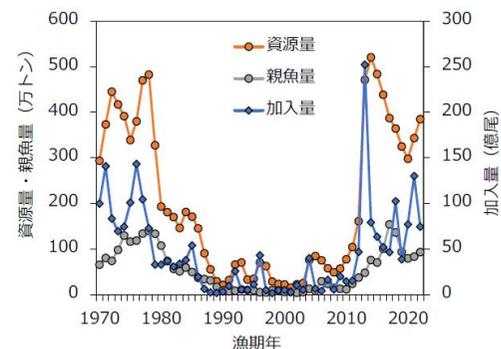


図 2 マサバの資源量・親魚量・加入量

(水研機構 HP 令和 5(2023)年度マサバ太平洋系群の資源評価)

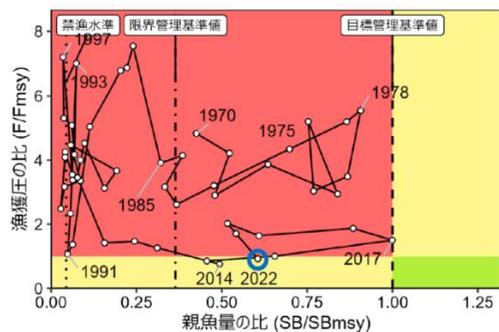


図3 マサバの神戸プロット
(水研機構 HP 令和 5(2023)年度マサバ太平洋系群の資源評価)

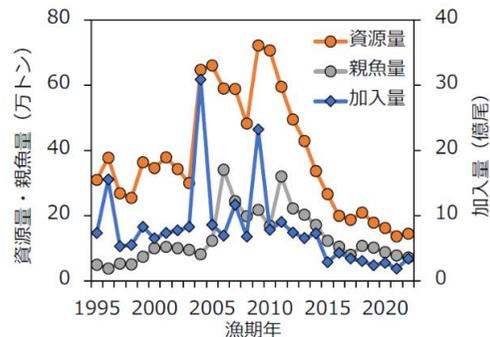


図4 ゴマサバの資源量・親魚量・加入量
(水研機構 HP 令和 5(2023)年度ゴマサバ太平洋系群の資源評価)

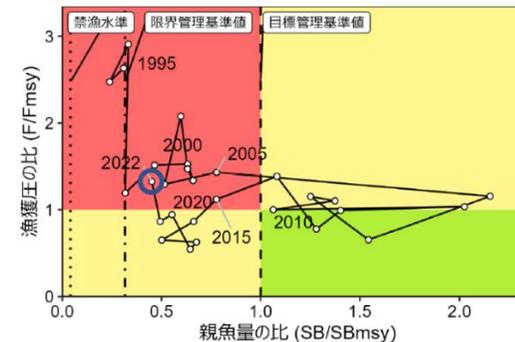


図5 ゴマサバの神戸プロット
(水研機構 HP 令和 5(2023)年度ゴマサバ太平洋系群の資源評価)

(4) 効果をもとめるための協定の改善・高度化の検討

マサバ及びゴマサバの国の資源評価結果では、現在は良好な状態ではないが、当該魚種は県を跨いで広域に回遊することや漁場への来遊が海況変化の影響を受けるといった特徴をもっている。また、今回の検証対象となる協定は「待つ漁業」の定置漁業であるため、海況の影響を受けて沿岸への来遊量が増加した際に、漁獲量が大きく変動する場合は考えられる。今後も国の資源管理基本方針等の内容を遵守するとともに、現在の取組を継続し、国の資源評価結果や海洋環境に注視しながら、状況に応じた対応を検討していくことが必要と考えられる。